

入 札 説 明 書

「岸和田市庁舎等で使用する電力の供給（令和 9 年度分）」

令和 8 年 10 月

岸和田市 建設部 公共建築マネジメント課

令和 8 年 10 月 30 日付け告示した岸和田市庁舎等で使用する電力の供給（令和 9 年度分）に係る入札については、入札告示及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書に定めるところによる。

記

1. 入札に付する事項

(1) 件名

岸和田市庁舎等で使用する電力の供給（令和 9 年度分）

(2) 供給場所

別紙 1 のとおり

(3) 契約電力及び予定使用電力量

別紙 2 のとおり

各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、予定使用電力量について、あくまで入札上の数値であり、実際の数値は増減する可能性があるものとする。

(4) 供給内容

仕様書による。

(5) 供給期間

令和 9 年 4 月の検針日から令和 10 年 4 月の検針日前日まで

(6) 入札方法

予定使用電力量（別紙 2）から算出される電力料金の総価により行う。ただし、契約は単価によるものとする。

2. 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て（再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）がなされていない者であること。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第 2 条の規定による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条

の規定による破産の申立てがなされていない者であること。

- (7) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (9) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (10) 環境配慮評価項目における基本項目及び加点項目の合計点数が 70 点以上の者であること。なお、当該条件の詳細については、別紙 4 による。
- (11) 前年の供給実績が本市の年間使用予定電力量（8,580,000KWh）以上の者であること。
- (12) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 34 条第 4 項の規定に基づき、同法第 31 条第 1 項に規定する納付金が未納である旨の公表がなされていない者であること。

3. 入札参加の手續等

(1) 入札に必要な書類の交付期間及び問合わせ先

- ア. 交付期間 告示の日から電力入札参加申請期限の日まで
- イ. 交付方法 岸和田市ホームページからダウンロード
- ウ. 各種書類提出先 〒596-8510 岸和田市岸城町 7 番 1 号
岸和田市役所 建設部 公共建築マネジメント課
(岸和田市役所第 2 別館 4 階) 電話 072-447-4331

(2) 電力入札参加申請

入札に参加しようとする者は、次のとおり電力入札参加申請を行わなければならない。

- ア. 申請期限 令和 8 年 11 月 17 日（火） 午後 5 時まで
 - イ. 提出場所 3. の(1)のウ. の場所
 - ウ. 提出書類
 - ①電力入札参加申請書（様式第 1 号）
 - ②小売電気事業の登録を受けていることを証する書類の写し
 - ③商業登記簿謄本または履歴事項全部証明 ※発行から 3 ヶ月以内のもの（写し可）
 - ④環境配慮評価項目報告書（様式第 3 号）及び根拠書類
 - ⑤安定供給確約書（様式第 5 号）
 - ⑥前年の供給実績がわかる書類の写し ※前年の供給実績があることを証明する書面（当該発注者との契約書の写し等、契約を証明できる書面）の写し。
 - ⑦使用印鑑届（様式第 7 号）
 - ⑧印鑑証明書 ※発行から 3 ヶ月以内のもの（写し可）
 - ⑨国税納税証明書（その 3 の 3） ※発行から 3 ヶ月以内のもの（写し可）
 - ⑩法人市民税納税証明書（過去 1 年分）※発行から 3 ヶ月以内のもの（写し可）
- （本店所在地が東京 23 区内の場合は都税事務所が発行する法人住民税納税証明書。）

ただし、岸和田市に指名競争入札参加資格審査申請をしているものは令和 7 年度有効の「入札参加資格申請書（契約検査課にて受付）の受理印が押印された写し」を提出する場合、⑦～⑩の書類は省略できる。

エ. 提出方法 持参又は郵送（FAX・電子メール不可）すること。なお、郵送の場合は、受け取り

日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(3) 電力入札参加可否の通知

提出された書類等により審査し、その結果を令和8年11月26日（木）に郵送により通知する。

4. 質疑の提出等

(1) 仕様書等に対する質疑がある場合は、次のとおり提出すること。

ア. 提出期限 令和8年11月27日（金）より令和8年12月4日（金）午後5時00分まで

イ. 提出方法 質疑書（様式第4号）に質疑事項を記載し、電子メールにより提出すること。

ウ. 提出先アドレス kenchiku@city.kishiwada.lg.jp

(2) 回答

質疑に対する回答は、入札参加者すべてに電子メールで回答する。

回答日 令和8年12月10日（木）

5. 入札

(1) 入札日時 令和8年12月17日（木）午前10時

(2) 入札場所 岸和田市役所 職員会館3階会議室

(3) 入札全般について

ア. 入札辞退する場合には必ず事前に入札辞退届（様式第6号）を提出すること。ただし、入札会場内で辞退する場合はその限りでない。入札を辞退した場合は速やかに、入札要項、入札説明書等の配布書類を返却すること。尚、正当な理由なく無届で入札に欠席した場合、今後の電力入札への参加について制限する等の罰則を科す。

イ. 入札時間に遅刻すると入札に参加できない。

ウ. 5.の(4)の当日提出書類の提出がない場合、入札に参加できない。

エ. 入札保証金が免除されていないにもかかわらず、入札保証金の納付が納付期限までに無い場合、入札に参加できない。

(4) 当日提出書類

ア. 入札（見積）要項

入札（見積）要項は、電力入札参加資格可否通知書とともに郵送する。会社の所在地、事業所名、代表者名を記入のうえ代表者印を押印して入札日に提出すること。忘れた場合は入札に参加できない。

イ. 委任状

入札日に代表者印を持って来られない場合は、岸和田市長宛ての委任状（様式第2号）を提出し、受任者印で入札すること。

(5) 入札書の記載方法等

ア. 入札書は当日、入札会場にて配布する。

イ. 入札書には、1の(3)に掲げる数量による契約電力及び予定使用電力量に基づく年間見込総額（以下『年間見込総額』という）を記載する。ただし、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含まない。

ウ. 入札書には『年間見込総額』のほかに、『年間見込総額』を算出した基本料金単価と電力量料金（夏季・その他季）単価による計算根拠も併せて記入し、計算結果は『年間見込総額』と合致させること。計算内容と『年間見込総額』に差異がある場合は失格とする。

エ. 入札書記載金額は消費税相当額を除いた金額とする。

- オ. 学校給食センターの自家発補給電力は、事業開始当初（平成 28 年）からこれまで使用した実績はない。
- カ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された、『年間見込総額』により落札者を決定する。
- キ. 契約の締結は『年間見込総額』を算出した基本料金単価と電力量料金(夏季・その他季)単価による単価契約とする。
- ク. 契約後の電気料金支払い時には、各単価により算出される電気料金（燃料費調整額含む）に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) に再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた額を支払う。

(6) 入札にあたっての留意事項

ア. 一般的留意事項

- (ア) 入札開始時刻に遅れたときは、入札に参加できない。
- (イ) 入札には身分を証明できるものを携帯のうえ、代表者が参加すること。なお、代理人の場合には、「委任状（代理人）」を併せて持参すること。
- (ウ) 応募者が 1 者の場合でも入札を実施する。
- (エ) 入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反する行為を行ってはならない。なお後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとる。

イ. 入札無効に関する事項 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (ア) 入札参加申請書等に記載された代表者以外の者が行った入札
- (イ) 参加資格のない者の入札
- (ウ) 委任状が提出されていない代理人の入札
- (エ) 2 人以上の者が同一の者の代理をした入札
- (オ) 応募者が他の応募者の代理をした入札
- (カ) 談合が行われた入札
- (キ) 記名押印を欠いた入札
- (ク) 入札金額を訂正した入札
- (ケ) 入札金額又は特定事業名を欠いた、又は確認しがたい入札
- (コ) 誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札
- (サ) 積算書と入札書の金額が一致しない入札
- (シ) 郵便、信書便、電子メール等による入札
- (ス) その他入札に関する条件に違反した、又は執行者の指示に従わなかった者の入札

6. 落札者の決定

- (1) 落札者は、『年間見込総額』が予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- (2) 入札回数は、初度入札を含め 2 回までとする。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

7. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金に関する事項

年間予定使用電力量に基づく年間見込総額（以下「年間見込総額」という。）の 100 分の 3 以上の

入札保証金の納付は現金に限る。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア. 岸和田市を被保険者とする入札保証保険契約（年間見込総額の 100 分の 3 以上を保険金額とするものに限る）を締結し、その証書を提出する場合
- イ. 過去 2 年の間に、国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体と同種及び同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者との契約書の写しその他の契約を証明できる書面）を提出する場合
- ウ. ア、イの提出は入札保証金納付期限までに 3. の(1)のウ. の場所へ提出（休日等を除く毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 3 時まで）

(2) 契約保証金に関する事項

年間見込総額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付は現金に限る。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア. 岸和田市を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上を保険金額とするものに限る。）を締結し、その証書を提出する場合
- イ. 過去 2 年の間に、国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体と同種及び同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者との契約書の写し等、契約を証明できる書面）を提出する場合
- ウ. ア、イの提出は入札日から契約締結までに 3. の(1)のウ. の場所へ提出（休日等を除く毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 3 時まで）

8. 契約書の提出

- (1) 落札者は、契約締結期限までに落札者が記名押印した契約書を 3. の(1)のウ. の場所へ提出（持参の場合は、休日等を除く毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）
- (2) 落札者が前項に定める期日までに契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。